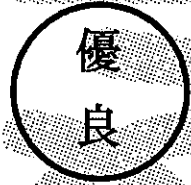


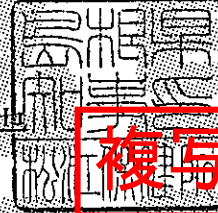
# 産業廃棄物処分量許可証

住所 松江市八幡町882番地2  
名称 アースサポート株式会社  
代表取締役 尾崎 俊也



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



複写無効 (No Copying)

許可の年月日 令和4年11月5日

許可の有効年月日 令和11年11月4日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 破碎(移動式) 造粒固化(移動式) 以下余白

### 産業廃棄物の種類

破碎: がれき類  
造粒固化: 汚泥(無機性汚泥に限る。)  
以上2品目、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 破碎施設

- 施設の種類: がれき類の破碎施設(移動式)(政令第7条第8号の2)
- 設置場所: 島根県(松江市の区域を除く。)内全域
- 設置位置: 島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
- 設置年月日: 平成29年11月28日
- 処理能力: 85t/時間、8時間稼働、680t/日
- 設置許可年月日及び許可番号: 平成29年11月6日、廃第28号の7

### (2) 造粒固化施設

- 施設の種類: 造粒固化施設(移動式)
- 処理する廃棄物の種類: 汚泥(無機性汚泥に限る。)
- 設置場所: 島根県(松江市の区域を除く。)内全域
- 設置位置: 島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張造粒固化)
- 設置年月日: 平成13年2月22日
- 処理能力: 15m<sup>3</sup>/時間、8時間稼働、120m<sup>3</sup>/日
- 設置許可年月日及び許可番号: 許可対象外

## 3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。  
造粒固化処理は産業廃棄物排出事業場内での出張造粒固化に限り、周囲の環境保全対策に十分留意すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成15年11月5日新規許可
- (2) 令和4年10月25日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

無